

伊勢市議会議員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 1 号

### 伊勢市議会議員定数条例の一部を改正する条例

伊勢市議会議員定数条例（平成 20 年伊勢市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

本則中「28 人」を「26 人」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙において選出される伊勢市議会の議員の任期が始まる日以後初めて招集される伊勢市議会の招集の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の伊勢市議会議員定数条例の規定は、前項ただし書に規定する一般選挙から適用する。

（伊勢市議会委員会条例の一部改正）

- 3 伊勢市議会委員会条例（平成 17 年伊勢市条例第 212 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「総務政策委員会（定数 10 人）」を「総務政策委員会（定数 9 人）」に、「産業建設委員会（定数 9 人）」を「産業建設委員会（定数 8 人）」に改める。

伊勢市附属機関条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第2号

### 伊勢市附属機関条例

#### (趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づく附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

#### (設置)

第2条 別表第1の第1欄に掲げる執行機関等（市長（公営企業の管理者の職務を行う市長を含む。以下同じ。）、教育委員会又は公営企業の管理者をいう。以下同じ。）の附属機関として、同表の第2欄に掲げる附属機関を置く。

2 前項に規定するもののほか、執行機関等の附属機関として、別表第2の第1欄に掲げる附属機関を同表の第2欄に規定する選定を行う業務ごとに置く。ただし、当該選定に係る同欄に掲げる事務を市の職員のみで行う場合は、この限りでない。

#### (所掌事務)

第3条 附属機関が所掌する事務は、別表第1の第3欄又は別表第2の第2欄に掲げるとおりとする。

#### (組織)

第4条 附属機関の委員その他の構成員（以下「委員等」という。）の定数は、別表第1の第4欄又は別表第2の第3欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関に、特別の事項について審査又は調査審議をさせるため必要があるときは、臨時の委員等（以下「臨時委員等」という。）を置くことができる。

3 附属機関に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門の

委員等（以下「専門委員等」という。）を置くことができる。

（委員等の任命）

第5条 委員等は、別表第1の第5欄又は別表第2の第4欄に掲げる者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。

2 臨時委員等は、当該特別の事項に関し知識経験を有する者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員等は、当該専門の事項に関し知識経験を有する者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。

（委員等の任期等）

第6条 委員等の任期は、別表第1の第6欄又は別表第2の第5欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員等は、再任されることができる。

3 臨時委員等は、その者の委嘱又は任命に係る当該特別の事項に関する審査又は調査審議が終了したときは、解職され、又は解任されるものとする。

4 専門委員等は、その者の委嘱又は任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解職され、又は解任されるものとする。

（秘密保持義務）

第7条 委員等、臨時委員等及び専門委員等は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（資料の提出その他の協力）

第8条 附属機関は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市の機関その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(伊勢市行政改革推進委員会設置条例等の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 伊勢市行政改革推進委員会設置条例（平成17年伊勢市条例第17号）
- (2) 伊勢市施設類型別計画検討委員会条例（平成28年伊勢市条例第24号）
- (3) 伊勢市まち・ひと・しごと創生会議条例（平成28年伊勢市条例第1号）
- (4) 伊勢市子ども読書活動推進会議条例（平成27年伊勢市条例第37号）
- (5) 伊勢市下水道事業審議会条例（平成17年伊勢市条例第175号）

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前のそれぞれの条例（以下「廃止前の各条例」という。）の規定により置かれた附属機関は、第2条第1項の規定により置かれた相当の附属機関となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この条例の施行の際現に廃止前の各条例の規定により委嘱され、又は任命された附属機関の委員等、臨時委員等又は専門委員等である者は、この条例の施行の日に、第5条第1項、第2項又は第3項の規定により相当の附属機関の委員等、臨時委員等又は専門委員等として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる委員等、臨時委員等又は専門委員等の任期は、別表第1の規定にかかわらず、同日における廃止前の各条例の規定により委嘱され、又は任命された附属機関の委員等、臨時委

員等又は専門委員等としての任期の残任期間と同一の期間とする。

別表第1（第2条—第6条関係）

執行 機関 等	附属機関	所掌事務	定数	構成	任期
市長	伊勢市行政 改革推進委 員会	行政改革の推進 に関する重要事 項についての調 査審議に関する こと。	10人以 内	市政について 優れた識見を 有する者	2年
	伊勢市施設 類型別計画 検討委員会	施設類型別計画 （公共施設等総 合管理計画（公 共施設等（公共 施設、公用施設 その他の市が所 有する建築物そ の他の工作物を いう。以下この 項において同 じ。）の総合的 かつ計画的な管 理を推進するた めの計画をい う。）に基づい	10人以 内	(1) 知識経 験を有する 者 (2) その他 市長が必要 と認める者	委嘱さ れ、又 は任命 された 日から 施設類 型別計 画が策 定され た日ま で

	て公共施設等の 類型ごとに策定 する実施計画を いう。以下この 項において同 じ。)の策定に ついて市長に意 見を述べるこ と。			
伊勢市ま ち・ひと・ しごと創生 会議	伊勢市まち・ひ と・しごと創生 総合戦略（ま ち・ひと・しご と創生法（平成 26年法律第136 号）第10条第1 項に規定する市 町村まち・ひ と・しごと創生 総合戦略をい う。）の推進に 関する重要事項 についての調査 審議に関するこ と。	15人以 内	(1) 知識経 験を有する 者 (2) 関係行 政機関の職 員 (3) 関係団 体の代表者 (4) その他 市長が必要 と認める者	2年



伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン懇談会	伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総務省総行応第39号総務事務次官通知）に規定する定住自立圏共生ビジョンをいう。）に関する事項についての調査審議に関すること。	25人以上	<p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 伊勢志摩定住自立圏形成協定の取組事項に関連する分野の関係者</p> <p>(3) その他市長が必要と認める者</p>	2年
伊勢市市民公益活動促進委員会	市民公益活動（市民が自主的に行う営利を目的としない公益のための活動をいう。次項において同じ。）の発展の促進及びいせ市民活動センターの運営に関する事項につ	10人以上	<p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 特定非営利活動法人等の構成員で知識経験を有するもの</p> <p>(3) 関係行政機関の職</p>	1年

	<p>いての調査審議に関すること。</p>		<p>員</p> <p>(4) 市職員</p> <p>(5) その他 市長が必要と認める者</p>	
伊勢市活性化活動事業補助金審査会	<p>市民公益活動を支援することを目的として交付する補助金の交付対象者の選定についての審査及び交付対象者に対する補助金の交付を受けて実施する事業に関する助言に関すること。</p>	<p>6人以内</p>	<p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 前号に掲げる者のほか、知識経験を有する者</p> <p>(3) その他 市長が必要と認める者</p>	<p>1年</p>
伊勢市予防接種健康被害調査委員会	<p>市が実施する予防接種による健康被害に関する事項についての調査審議に関すること。</p>	<p>10人以内</p>	<p>(1) 知識経験を有する者</p> <p>(2) 一般社団法人伊勢地区医師会の会員</p> <p>(3) 関係行</p>	<p>3年</p>

			政機関の職員 (4) 市職員	
伊勢市ケア プラン点検 委員会	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項に規定する居宅サービス計画その他介護保険のサービスの利用についての計画の点検及び評価についての調査審議に関すること。	7人以内	(1) 市内に在住し、又は市内の事業所に勤務する主任介護支援専門員 (2) 市内の地域包括支援センターに勤務する介護支援専門員	2年
伊勢市高齢者虐待防止 対策委員会	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づく高齢者虐待の防止、養護者に対する支援	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 保健医療関係者 (3) 高齢者福祉に関する業務に従事する者	2年

	等に関する施策 についての調査 審議に関するこ と。		(4) 警察又 は司法の関 係者 (5) 人権擁 護団体その 他の関係団 体の代表者 (6) 市職員	
伊勢市地域 福祉計画推 進委員会	伊勢市地域福祉 計画（社会福祉 法（昭和26年法 律第45号）第 107条に規定す る市町村地域福 祉計画をい う。）に関する 事項についての 調査審議に関す ること。	20人以 内	(1) 学識経 験を有する 者 (2) 福祉又 は保健医療 の関係者 (3) 公共的 団体等の代 表者 (4) 市職員 (5) その他 市長が必要 と認める者	2年
伊勢市老人 ホーム入所 判定委員会	老人福祉法（昭 和38年法律第 133号）第11条 第1項の規定に	10人以 内	(1) 医師 (2) 老人福 祉施設の長 (3) 関係行	2年

	よる措置の要否 についての審査 に関すること。		政機関の職 員 (4) 市職員	
伊勢市避難 行動要支援 者避難支援 対策会議	避難行動要支援 者避難支援プラ ン全体計画に関 する重要事項そ の他避難行動要 支援者の避難支 援等に関する事 項についての調 査審議に関する こと。	15人以 内	(1) 公共的 団体等の代 表者 (2) 消防又 は防災の関 係団体の代 表者 (3) 福祉関 係団体の代 表者 (4) 福祉に 関する業務 に従事する 者 (5) 関係行 政機関の職 員 (6) その他 市長が必要 と認める者	2年
伊勢市新産 業創出支援	中小製造業者等 が行う新製品又	6人以 内	(1) 学識経 験を有する	3年

事業審査委員会	は新技術の研究開発に係る補助金の交付対象者の選定についての審査又は調査審議に関すること。		<p>者</p> <p>(2) 前号に掲げる者のほか、知識経験を有する者</p> <p>(3) その他市長が必要と認める者</p>	
伊勢市農村振興基本計画策定委員会	市長の諮問に応じ、農業及び農村の振興に関する基本的な計画の策定に関する事項についての調査審議に関すること。	25人以上	<p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 前号に掲げる者のほか、知識経験を有する者</p> <p>(3) 市内の農業者</p> <p>(4) 伊勢農業協同組合の代表者</p> <p>(5) 土地改良区の代表者</p> <p>(6) 市内の</p>	<p>委嘱され、又は任命された日から当該諮問に係る事項に関する調査審議が終了した日まで</p>

			食品関連事業者 (7) 公共的団体等の代表者 (8) 関係行政機関の職員 (9) 伊勢市農業委員会の委員 (10) その他市長が必要と認める者	
伊勢市農業振興地域整備促進協議会	農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の農業振興地域整備計画をいう。）の策定及び変更に関する事項についての調査審議に関する	25人以上	(1) 伊勢農業協同組合の代表者 (2) 土地改良区の代表者 (3) 伊勢市農業委員会の委員 (4) その他市長が必要と認める者	2年

	ること。			
伊勢市人・農地プラン検討委員会	今後の地域の中 心となる経営体 の確保、将来の 農地利用の在り 方、経営体と経 営体以外の農業 者を含めた地域 農業の在り方等 を定める人・農 地プランに関す る事項について の調査審議に関 すること。	15人以 内	(1) 市内の 農業者 (2) 伊勢農 業協同組合 の代表者 (3) 土地改 良区の代表 者 (4) 関係行 政機関の職 員 (5) 伊勢市 農業委員会 の委員 (6) その他 市長が必要 と認める者	1年
伊勢市地産地消の店認定委員会	伊勢市地産地消 の店の認定につ いての審査又は 調査審議に関す ること。	15人以 内	(1) 市内の 消費者の代 表者 (2) 市内の 農林漁業者 (3) 市内の 食品関連事	2年



			業者 (4) その他 市長が必要 と認める者	
伊勢市観光 振興基本計 画推進委員 会	観光の振興に関 する基本的な計 画に関する重要 事項についての 調査審議に関す ること。	25人以 内	(1) 学識経 験を有する 者 (2) 観光又 は商工の関 係団体の代 表者 (3) 鉄道事 業者、旅客 自動車運送 事業者その 他旅客の運 送を行う事 業者 (4) まちづ くりの推進 を図る活動 を行うこと を目的とす る特定非営 利活動法人 その他の団	2年

				体の代表者 (5) その他 市長が必要 と認める者	
	伊勢市下水道事業審議会	伊勢市下水道事業に関する重要事項についての調査審議に関すること。	15人以上	(1) 知識経験を有する者 (2) 受益者又は地域の代表者	2年
教育委員会	伊勢市教育支援委員会	小学校及び中学校の就学予定者、児童及び生徒のうち障害を有する者の障害の種類及び程度の判断並びに就学に係る教育支援についての調査審議に関すること。	20人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) 特別支援学級設置校の校長 (3) 特別支援教育担当教職員（前号に掲げる者を除く。） (4) 学校医 (5) 児童福祉の関係機	1年

			関の職員 (6) その他 教育委員会 が必要と認 める者	
伊勢市特別 支援教育推 進会議	個別の教育支援 計画の作成の推 進、教育支援体 制の整備その他 特別支援教育の 振興に関する事 項についての調 査審議に関する こと。	20人以 内	(1) 学識経 験を有する 者 (2) 市内の 保育所、幼 稚園又は幼 保連携型認 定こども園 の職員 (3) 市立小 学校の教職 員 (4) 市立中 学校の教職 員 (5) 三重県 立高等学校 の教職員 (6) 市内の 保育所、幼 稚園、幼保	1年

			<p>連携型認定 こども園、 小学校又は 中学校に在 籍する幼 児、児童又 は生徒の保 護者</p> <p>(7) 児童福 祉の関係機 関の職員</p> <p>(8) その他 教育委員会 が必要と認 める者</p>	
伊勢市学校 評議員	学校運営につい て校長又は園長 に意見を述べる こと。	学 校 (幼稚 園を含 む。以 下この 項にお いて同 じ。) 5 人以 内	当該学校の職 員以外の者で 教育に関する 理解及び識見 を有するもの であって、当 該学校の校長 又は園長が推 薦するもの	1年

伊勢市学校給食運営委員会	学校給食の安全衛生その他学校給食の運営に関する重要事項についての調査審議に関すること。	10人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) 市立学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 医師 (5) 学校薬剤師 (6) 市立学校の校長 (7) 学校栄養職員 (8) その他教育委員会が必要と認める者	委嘱され、又は任命された日からその日の属する年度の翌年度の末日まで
伊勢市子ども読書活動推進会議	伊勢市子ども読書活動推進計画（子どもの読書	10人以上	(1) 学識経験を有する者	2年

	<p>活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項に規定する市町村子ども読書活動推進計画をいう。）に関する重要事項その他子どもの読書活動の推進に関する重要事項についての調査審議に関すること。</p>		<p>(2) 学校教育関係者  (3) 読み聞かせ活動等実践者  (4) 子育て支援に関する事業に従事する者  (5) 公募による者  (6) その他教育委員会が必要と認める者</p>	
<p>名勝二見浦保存管理計画運営委員会</p>	<p>名勝二見浦の保存、管理及び活用に関する重要事項についての調査審議に関すること。</p>	<p>7人以内</p>	<p>(1) 学識経験を有する者  (2) 関係行政機関の職員  (3) 地域住民  (4) その他教育委員会が必要と認</p>	<p>2年</p>

				める者	
	伊勢市美術 展覧会運営 委員会	伊勢市美術展覧 会の企画及び運 営に関する事項 についての調査 審議に関するこ と。	10人以 内	(1) 美術に 関する専門 的な知識経 験を有する 者  (2) その他 教育委員会 が必要と認 める者	2年
	伊勢市美術 展覧会審査 委員会	伊勢市美術展覧 会の応募作品の 審査に関するこ と。	30人以 内	(1) 美術に 関する専門 的な知識経 験を有する 者  (2) その他 教育委員会 が必要と認 める者	委嘱さ れ、又 は任命 された 日から その日 の属す る年度 の末日 まで
病院 事業 管理 者	市立伊勢総 合病院改革 プラン評価 委員会	市立伊勢総合病 院改革プランの 実施状況につい ての点検及び評 価に関する事項	10人以 内	(1) 学識経 験を有する 者  (2) 医療又 は病院の経	2年

	についての調査 審議に関するこ と。		営に関する 知識経験を 有する者 (3) その他 病院事業管 理者が必要 と認める者	
市立伊勢総 合病院地域 医療支援委 員会	(1) 市立伊勢 総合病院が行 う地域におけ る医療の確保 のために必要 な支援に関す る事項につい ての調査審議 に関するこ と。 (2) 前号に規 定する事項に 関し、病院事 業管理者に意 見を述べるこ と。	20人以 内	(1) 学識経 験を有する 者 (2) 医療関 係団体の代 表者 (3) 関係行 政機関の職 員 (4) 市職員 (5) その他 病院事業管 理者が必要 と認める者	2年
市立伊勢総 合病院院内	医療法（昭和23 年法律第205	医療事 故ごと	(1) 医療に 関する専門	委嘱さ れ、又



事故調査委員会	号) 第6条の10第1項に規定する医療事故が発生した場合における同法第6条の11第1項の規定による医療事故調査及びその再発防止対策についての調査審議に関すること。	に10人以内	的な知識経験を有する者 (2) 市職員 (3) その他病院事業管理者が必要と認める者	は任命された日から医療事故調査が終了した日まで
---------	---	--------	--	-------------------------

別表第2 (第2条—第6条関係)

附属機関	所掌事務	定数	構成	任期
事業者の選定に係る委員会	市が発注する委託業務等に係る事業者の選定についての審査又は調査審議に関すること。	15人以内	(1) 知識経験を有する者 (2) その他執行機関等が必要と認める者	委嘱され、又は任命された日から事業者が選定された日又は事業者の選定についての調査審議が

				終了した 日まで
財産の譲渡 等の相手方 の選定に係 る委員会	市の財産を譲渡 し、又は使用させ る相手方の選定 (公募又は指名に より複数の者から 当該財産を使用し て行う事業の提案 を求め、そのなか ら最も優れた提案 を行った者を当該 財産を譲渡し又は 使用させる相手方 として選定するも のに限る。)につ いての審査又は調 査審議に関するこ と。	15人以内	(1) 知識経 験を有する 者 (2) その他 執行機関等 が必要と認 める者	委嘱さ れ、又は 任命され た日から 相手方が 選定され た日又は 相手方の 選定につ いての調 査審議が 終了した 日まで

伊勢市青少年相談センター条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第3号

### 伊勢市青少年相談センター条例

#### (設置)

第1条 青少年の健全な育成を図るため、伊勢市青少年相談センター（以下「相談センター」という。）を設置する。

#### (位置)

第2条 相談センターの位置は、伊勢市小俣町元町540番地とする。

#### (事業)

第3条 相談センターは、次の事業を行う。

- (1) 青少年の相談に関すること。
- (2) 青少年の指導に関すること。
- (3) 有害環境浄化活動及び危険箇所点検の実施に関すること。
- (4) 関係機関及び関係団体等の連絡調整に関すること。
- (5) その他教育委員会が必要と認める事業

#### (職員)

第4条 相談センターに、所長その他必要な職員を置く。

#### (青少年相談センター運営協議会)

第5条 相談センターの運営に関する事項を調査審議させるため、教育委員会の附属機関として、伊勢市青少年相談センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 児童福祉関係者
- (3) 学校教育関係者

(4) 三重県警察の代表者

(5) その他教育委員会が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 協議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市の機関その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市子ども家庭支援ネットワーク条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第4号

### 伊勢市子ども家庭支援ネットワーク条例

(設置)

第1条 市長の附属機関として、伊勢市子ども家庭支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を置く。

2 ネットワークは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会とする。

(定義)

第2条 この条例において「要保護児童」とは、児童福祉法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。

2 この条例において「要支援児童」とは、児童福祉法第6条の3第5項に規定する要支援児童をいう。

3 この条例において「特定妊婦」とは、児童福祉法第6条の3第5項に規定する特定妊婦をいう。

4 この条例において「延長者等」とは、児童福祉法第31条第4項に規定する延長者及び同法第33条第8項に規定する保護延長者をいう。

5 この条例において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。

6 この条例において「被害者」とは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者をいう。

7 この条例にいう「配偶者からの暴力」には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を含み、「被害者」には、当該暴力を受けた者を含むものとする。

(所掌事務)

第3条 ネットワークは、児童福祉法第25条の2第2項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市長の諮問に応じ、要保護児童及び延長者等の保護並びに要支援児童及び特定妊婦への支援に関する事項を調査審議すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 被害者の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うこと。

(組織)

第4条 ネットワークは、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 児童福祉、保健医療、教育及び警察又は司法の関係機関又は関係団体（以下「関係機関等」という。）の代表者
- (2) 児童福祉に関連する職務に従事する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(実務者会議)

第6条 ネットワークに、実務者会議を置く。

2 実務者会議は、関係機関等に属する実務者で構成する。

3 実務者会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童、延長者等及び要支援児童並びにその保護者（延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護す



る者を含む。)、特定妊婦並びに被害者及びその家族(以下「支援対象者」という。)についての定例的な情報交換に関する事。

(2) 支援対象者の実態及び支援の状況の把握に関する事。

(3) その他ネットワークの運営に関する事。

(個別ケース検討会議)

第7条 ネットワークに、個別ケース検討会議を置く。

2 個別ケース検討会議は、関係機関等に属する担当で個別の支援対象者の事案を担当するもので構成する。

3 個別ケース検討会議は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 個別の支援対象者の状況把握及び問題点の確認に関する事。

(2) 個別の支援対象者への支援の方法等に関する事。

(秘密保持義務)

第8条 ネットワークの事務に従事する者又はネットワークの事務に従事していた者は、正当な理由なく、ネットワークの事務に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。

(資料の提出その他の協力)

第9条 ネットワークは、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係機関等その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、ネットワークの組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市障害者施策推進協議会条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第5号

### 伊勢市障害者施策推進協議会条例

#### (設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、伊勢市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会とする。

#### (所掌事務)

第2条 協議会は、障害者差別解消法第18条第1項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 障害者基本法第36条第4項各号に規定する事項を処理すること。
- (2) 障害者総合支援法第88条第8項及び第9項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- (3) 障害者総合支援法第89条の3第2項に規定する事項を処理すること。

#### (組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者又は障害児及びその家族
- (3) 障害者福祉関係団体の代表者
- (4) 福祉、保健医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者
- (5) 関係行政機関の職員

(6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員は、その者の委嘱又は任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解職され、又は解任されるものとする。

(秘密保持義務)

第6条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。

(資料の提出その他の協力)

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市の機関その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附属機関等の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布  
する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第6号

附属機関等の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例

(伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年伊勢市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(費用弁償)」を付し、同条第1項中「公務のため市外に旅行したとき」を「職務を行うため旅行するとき（会議の招集に応ずるため旅行する場合を除く。）」に改め、同条第3項中「費用弁償」を「第1項又は第2項の規定による費用弁償」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「額は」を「額については」に、「に定めるところによる」を「の規定を準用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、本市の区域外に住所又は居所のある非常勤の職員が会議の招集に応ずるため当該住所又は居所を離れて旅行する場合において、任命権者が必要があると認めるときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給することができる。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

第5条 前条に定めるもののほか、非常勤の職員が職務を行うため特に費用を要する場合において、任命権者が必要があると認めるときは、費用弁償として当該費用に相当する額を支給することができる。

別表情報公開・個人情報保護審査会の委員の項の次に次のように加える。

休日・夜間応急診療所運営委員会の委員	日額	6,000円（医療法
--------------------	----	------------

及び臨時委員	(昭和23年法律第205号)第6条の10第1項に規定する医療事故が発生した場合における同法第6条の11第1項の規定による医療事故調査及びその再発防止対策についての調査審議を行う場合にあっては、30,000円)
--------	--

別表行政不服審査会の委員の項の次に次のように加える。

教育支援委員会の委員、臨時委員及び専門委員	日額	12,000円
特別支援教育推進会議の会長及び会長職務代理者	日額	12,000円
特別支援教育推進会議の委員、臨時委員及び専門委員	日額	6,000円
学校運営協議会の委員	年額	6,000円
学校評議員	年額	6,000円

別表いじめ問題対策委員会の委員及び臨時委員の項の次に次のように加える。

社会教育委員	日額	6,000円
名勝二見浦保存管理計画運営委員会の委員長及び副委員長	日額	10,000円

名勝二見浦保存管理計画運営委員会の委員、臨時委員及び専門委員	日額	6,000円
美術展覧会審査委員会の委員	日額	10,000円
市立伊勢総合病院院内事故調査委員会の委員	日額	30,000円

別表中

社会教育委員	日額	6,000円
スポーツ推進委員	日額	6,000円

を

スポーツ推進委員	日額	6,000円
----------	----	--------

に改める。

(伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年伊勢市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第2条中「市長」を「市長、教育委員会又は公営企業の管理者(以下「市長等」という。)」に改める。

第3条中「規則」の次に「、教育委員会規則又は企業管理規程」を加え、「市長」を「市長等」に改める。

第4条第1項中「市長」を「市長等」に改め、同条第2項を削り、同条の次に次の2条を加える。

(指定管理者選定委員会への諮問)

第4条の2 市長等は、第2条本文の規定により公募しようとするとき、又は前条の規定により指定候補者を選定しようとするときは、指定管



理者選定委員会に諮問するものとする。ただし、指定施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないときその他指定管理者選定委員会に諮問しないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

(指定管理者選定委員会の設置、組織等)

第4条の3 市長等の諮問に応じ、前条本文の規定による諮問に係る指定候補者の選定についての審査又は調査審議をさせるため、一又は複数の指定施設ごとに指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、委員10人以内で組織する。
- 3 委員は、知識経験を有する者その他市長等が必要と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。
- 4 委員は、その者の委嘱又は任命に係る指定候補者の選定についての審査又は調査審議が終了したときは、解職され、又は解任されるものとする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 選定委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市の機関その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第5条を次のように改める。

(指定管理者となることができない団体)

第5条 市長、副市長又は法第180条の5第1項の規定により市に設置する委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）若しくは委員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれ

らに準ずべき者、支配人又は清算人（以下「無限責任社員等」という。）に就任している団体（市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している団体を除く。）は、指定管理者になることができない。

- 2 市議会議員が無限責任社員等に就任している団体は、指定管理者になることができない。

第6条から第8条までの規定中「市長」を「市長等」に改める。

第9条第1項中「市長」を「市長等」に、「定めた条例」を「定める条例（以下「指定施設条例」という。）」に改め、同条第2項第5号中「市長」を「市長等」に改める。

第10条から第13条までの規定中「市長」を「市長等」に改める。

第14条ただし書中「市長」の次に「又は公営企業の管理者」を加える。

第16条を次のように改める。

（市長等による管理の特例）

第16条 市長等は、第12条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて指定施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により指定施設の管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、指定施設条例の規定にかかわらず、当該指定施設の管理の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

- 2 市長又は公営企業の管理者は、前項の規定により指定施設（当該指定施設の利用料金を指定管理者に収受させるものに限る。）の管理の業務を行う場合において、当該管理の業務が利用料金の収受を含むものであるときは、当該指定施設の使用について、指定施設条例に定める利用料金の額の範囲内において市長又は公営企業の管理者が定める

額の使用料を徴収する。この場合において、使用料の徴収方法は、利用料金の徴収方法の例によるものとする。

- 3 市長等は、第1項の規定により指定施設の管理の業務を行うこととしたとき、又は同項の規定により行っている指定施設の管理の業務を行わないこととするときは、その旨（前項に規定する場合に該当する場合にあっては、使用料の徴収に関する事項を含む。）を告示しなければならない。

第17条中「市長が」を「市長等が別に」に改める。

（伊勢市防犯活動の推進に関する条例の一部改正）

第3条 伊勢市防犯活動の推進に関する条例（平成17年伊勢市条例第112号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（防犯推進協議会）

第5条 防犯対策を関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）が連携して行うことによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、伊勢市防犯推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、防犯に関する現状及び課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、防犯対策に関する事項について協議を行うものとする。
- 3 協議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 協議会は、委員25人以内で組織する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 三重県警察の代表者
  - (2) 関係機関等の代表者
  - (3) 市職員

(4) その他市長が必要と認める者

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 協議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市の機関その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(伊勢市男女共同参画推進条例の一部改正)

第4条 伊勢市男女共同参画推進条例（平成19年伊勢市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第18条第6項中「市長が別で」を「規則で」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 審議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市の機関その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができます。

(伊勢市休日・夜間応急診療所条例の一部改正)

第5条 伊勢市休日・夜間応急診療所条例（平成17年伊勢市条例第128号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「診療所に」を「市長の附属機関として」に改め、同条第2項中「運営委員会は」の次に「、市長に諮問に応じ」を加える。

第14条第5項を次のように改める。

5 運営委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

第14条に次の4項を加える。

6 臨時委員は、当該特別の事項に関し知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

7 臨時委員は、その者の委嘱又は任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解職され、又は解任されるものとする。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

9 運営委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市の機関その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(伊勢市地域包括ケア推進協議会条例の一部改正)

第6条 伊勢市地域包括ケア推進協議会条例（平成28年伊勢市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(秘密保持義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(伊勢市労働福祉会館条例の一部改正)

第7条 伊勢市労働福祉会館条例（平成17年伊勢市条例第150号）の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

(労働福祉会館運営委員会)

第11条 会館の運営に関する事項を調査審議させるため、市長の附属機関として、伊勢市労働福祉会館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる委員12人をもって組織する。

(1) 労働者を代表する者 4人

(2) 公益を代表する者 4人

(3) 市職員 4人

3 委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 運営委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市の機関その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(伊勢市産業支援センター条例の一部改正)

第8条 伊勢市産業支援センター条例（平成19年伊勢市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第16条を次のように改める。

(産業支援センター運営協議会)

第16条 センターの運営に関する事項を調査審議させるため、市長の附属機関として、伊勢市産業支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

2 運営協議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 市内の産業団体の関係者

(3) 起業家支援室の利用者

(4) 市職員

(5) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年（前項第3号に掲げる者につき委嘱された委員が当該者でなくなったときは、その日まで）とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 運営協議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市の機関その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(伊勢市都市計画審議会条例の一部改正)

第9条 伊勢市都市計画審議会条例（平成17年伊勢市条例第157号）の一部を次のように改正する。

第1条中「設置する」を「置く」に改める。

第2条を次のように改める。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 都市計画法、景観法（平成16年法律第110号）その他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- (2) 伊勢市景観条例（平成21年伊勢市条例第14号）、伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例（平成23年伊勢市条例第30号）及び伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例（平成23年伊勢市条例第31号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- (3) 市長の諮問に応じ、都市計画及び景観の形成に関する事項を調査審議すること。
- (4) 都市計画に関する事項に関し、関係行政機関に建議すること。
- (5) 景観の形成に関する事項に関し、市長に意見を述べること。

第9条を削り、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(常務委員会)

第8条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理するため常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

第10条中「運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って」を「組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、規則で」に改め、同条を第11条とする。

第9条の次に次の1条を加える。

(資料の提出その他の協力)

第10条 審議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市の機関その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例の一部改正)

第10条 伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例（平成25年伊勢市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

(自転車等駐車対策協議会)

第19条 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第8条第1項の規定に基づき、伊勢市自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 第8条第2項（第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(2) 市長の諮問に応じ、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議すること。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

3 協議会は、委員15人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。



- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 道路管理者、三重県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 協議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市の機関その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(伊勢市営住宅管理条例の一部改正)

第11条 伊勢市営住宅管理条例（平成17年伊勢市条例第163号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項及び第9条第2項中「別に定める入居者選考委員会」を「伊勢市営住宅入居者選考委員会」に改める。

第51条の13の次に次の1条を加える。

(市営住宅入居者選考委員会)

第51条の14 市長の附属機関として、伊勢市営住宅入居者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 第6条第4項及び第9条第2項（第51条において準用する場合を含む。）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- (2) 伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年伊勢市条例第165号。次号において「改良住宅条例」という。）第5条の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(3) 市長の諮問に応じ、市営住宅及び改良住宅（改良住宅条例第2条第4号に規定する改良住宅をいう。）の入居者の選考に関する事項を調査審議すること。

3 委員会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 公共的団体等の代表者

(3) 市職員

(4) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市の機関その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(伊勢市奨学金支給条例の一部改正)

第12条 伊勢市奨学金支給条例（平成17年伊勢市条例第182号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(奨学生選考委員会)

第4条 奨学生の選考、奨学金の支給額、第6条の規定による奨学金の支給の廃止（奨学生が同条第1号の規定に該当する場合における廃止を除く。）及び第7条の規定による奨学金の支給の停止について審査させるため、教育委員会の附属機関として、伊勢市奨学生選考委員会

(以下「選考委員会」という。)を置く。

- 2 選考委員会は、委員12人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 教育長及び教育委員会の委員
  - (2) 高等学校長
  - (3) 中学校長
  - (4) 市職員
  - (5) その他教育委員会が必要と認める者
- 4 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 選考委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市の機関その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第9条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

(伊勢市青少年問題協議会設置条例の一部改正)

第13条 伊勢市青少年問題協議会設置条例（平成17年伊勢市条例第217号）の一部を次のように改正する。

第9条を削り、第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条第3項中「会議を開くことができない」を「、会議を開き、議決することができない」に改め、同条第4項中「出席した委員」を「委員で会議に出席したもの」に改め、同条第6項を削り、同条を第7条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

(秘密保持義務)

第6条 会長、委員及び専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第9条の次に次の1条を加える。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

2 伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年伊勢市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第5条中「入居者選考委員会」を「伊勢市営住宅管理条例（平成17年伊勢市条例第163号。以下「市営住宅管理条例」という。）第51条の14に規定する伊勢市営住宅入居者選考委員会」に改める。

第11条第4項中「伊勢市営住宅管理条例（平成17年伊勢市条例第163号。以下「市営住宅管理条例」という。）」を「市営住宅管理条例」に改める。

公の施設の位置の整理に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布  
する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第7号

公の施設の位置の整理に伴う関係条例の整理に関する条例

(伊勢市学校設置条例の一部改正)

第1条 伊勢市学校設置条例（平成17年伊勢市条例第179号）の一部を次のように改正する。

第2条の表小学校の部伊勢市立修道小学校の項中「伊勢市久世戸町5番地」を「伊勢市久世戸町5番地1」に改め、同部伊勢市立佐八小学校の項中「伊勢市佐八町2287番地」を「伊勢市佐八町2278番地12」に改め、同部伊勢市立宮山小学校の項中「伊勢市旭町349番地」を「伊勢市旭町319番地」に改め、同部伊勢市立浜郷小学校の項中「伊勢市黒瀬町1648番地」を「伊勢市黒瀬町1648番地1」に改め、同部伊勢市立豊浜東小学校の項中「伊勢市東豊浜町299番地」を「伊勢市東豊浜町299番地1」に改め、同部伊勢市立北浜小学校の項中「伊勢市村松町3292番地」を「伊勢市村松町3285番地1」に改め、同部伊勢市立城田小学校の項中「伊勢市上地町1478番地」を「伊勢市上地町1494番地」に改め、同表中学校の部伊勢市立倉田山中学校の項中「伊勢市神田久志本町1645番地」を「伊勢市神田久志本町1645番地2」に改め、同部伊勢市立港中学校の項中「伊勢市竹ヶ鼻町100番地」を「伊勢市竹ヶ鼻町78番地10」に改め、同部伊勢市立城田中学校の項中「伊勢市栗野町777番地」を「伊勢市栗野町472番地」に改め、同部伊勢市立五十鈴中学校の項中「伊勢市中村町458番地」を「伊勢市中村町444番地」に改める。

(伊勢市立公民館条例の一部改正)

第2条 伊勢市立公民館条例（平成17年伊勢市条例第184号）の一部を次のように改正する。

別表第2 伊勢市立高向公民館の項中「伊勢市御菌町高向2589番地1」を「伊勢市御菌町高向2658番地1」に改め、同表伊勢市立新開公民館

の項中「伊勢市御薮町新開941番地」を「伊勢市御薮町新開941番地5」に改め、同表伊勢市立上長屋公民館の項中「伊勢市御薮町長屋260番地1」を「伊勢市御薮町長屋2863番地2」に改める。

(伊勢市学習等供用施設条例の一部改正)

第3条 伊勢市学習等供用施設条例（平成17年伊勢市条例第187号）の一部を次のように改正する。

別表辻久留台会館の項中「伊勢市辻久留町545番地155」を「伊勢市辻久留町545番地180」に改め、同表明野公民館の項中「明野1445番地2」を削り、同表宮前公民館の項中「伊勢市小俣町宮前433番地、宮前434番地1」を「伊勢市小俣町宮前433番地2」に改める。

(伊勢市体育施設条例の一部改正)

第4条 伊勢市体育施設条例（平成17年伊勢市条例第197号）の一部を次のように改正する。

別表第1 伊勢市市営庭球場の項中「伊勢市古市町355番地3」を「伊勢市楠部町89番地1」に改め、同表伊勢フットボールヴィレッジの項中「伊勢市朝熊町3477番地2」を「伊勢市朝熊町4383番地426」に改め、同表伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場の項中「伊勢市朝熊町3477番地2」を「伊勢市朝熊町4030番地2」に改め、同表伊勢市朝熊山麓公園グラウンドゴルフ場の項中「伊勢市朝熊町3477番地2」を「伊勢市朝熊町4030番地2」に改め、同表伊勢市宮川スポーツグラウンドAの項中「伊勢市御薮町高向落合1378番1」を「伊勢市御薮町高向1378番地36」に改め、同表伊勢市宮川スポーツグラウンドBの項中「伊勢市御薮町高向三本松1376番2」を「伊勢市御薮町高向1376番地2」に改め、同表伊勢市二見体育館の項中「伊勢市二見町茶屋209番地」を「伊勢市二見町茶屋213番地3」に改め、同表伊勢市二見グラウンドミーティングセンターの項中「伊勢市二見町荘2066番地」を「伊勢市二見町

荘2067番地」に改める。

別表第2伊勢市北浜スポーツグラウンドの項中「伊勢市村松町3082番地1」を「伊勢市村松町5237番地」に改める。

(伊勢市保健福祉会館条例の一部改正)

第5条 伊勢市保健福祉会館条例(平成17年伊勢市条例第85号)の一部を次のように改正する。

別表第1伊勢市小俣元町保健福祉会館の項中「伊勢市小俣元町1092番地1」を「伊勢市小俣元町1092番地3」に改める。

(伊勢市立保育所条例の一部改正)

第6条 伊勢市立保育所条例(平成17年伊勢市条例第88号)の一部を次のように改正する。

別表伊勢市立浜郷保育所の項中「伊勢市黒瀬町1637番地」を「伊勢市黒瀬町1637番地1」に改める。

(伊勢市二見健康管理増進センター条例の一部改正)

第7条 伊勢市二見健康管理増進センター条例(平成18年伊勢市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条中「伊勢市二見町松下526番地」を「伊勢市二見町松下526番地3」に改める。

(伊勢市廃棄物投棄場条例の一部改正)

第8条 伊勢市廃棄物投棄場条例(平成17年伊勢市条例第130号)の一部を次のように改正する。

第2条の表伊勢市廃棄物投棄場の項中「伊勢市朝熊町2892番地2」を「伊勢市朝熊町2891番地5」に改める。

(伊勢市営墓地の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 伊勢市営墓地の設置及び管理に関する条例(平成17年伊勢市条例第132号)の一部を次のように改正する。



第2条の表伊勢市大世古墓地の項中「伊勢市大世古町3丁目地内」を「伊勢市大世古3丁目233番2」に改め、同表伊勢市大湊墓地の項中「伊勢市大湊町西町ほか」を「伊勢市大湊町545番地1」に改め、同表伊勢市小俣若山墓地の項中「伊勢市小俣町若山地内」を「伊勢市小俣町元町557番地」に改める。

(伊勢市小俣納骨堂条例の一部改正)

第10条 伊勢市小俣納骨堂条例（平成17年伊勢市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第2条中「伊勢市小俣若山墓地内」を「伊勢市小俣町元町557番地」に改める。

(伊勢市地区コミュニティセンター条例の一部改正)

第11条 伊勢市地区コミュニティセンター条例（平成17年伊勢市条例第116号）の一部を次のように改正する。

別表第1江コミュニティセンターの項中「伊勢市二見町江683番地」を「伊勢市二見町江683番地2」に改める。

(伊勢市二見浦海水浴場施設条例の一部改正)

第12条 伊勢市二見浦海水浴場施設条例（平成17年伊勢市条例第154号）の一部を次のように改正する。

第2条の表二見浦海水浴場駐車場の項中「、2068番地6の地先」を削る。

(伊勢市宮宇治駐車場条例の一部改正)

第13条 伊勢市宮宇治駐車場条例（平成23年伊勢市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1伊勢市宮宇治第1駐車場の項中「ほか」を削り、同表伊勢市宮宇治第2駐車場の項中「ほか」を削り、同表伊勢市宮宇治第3駐車場の項中「ほか」を削り、同表伊勢市宮宇治第4駐車場の項中「ほか」

を削り、同表伊勢市宮宇治第5駐車場の項中「ほか」を削り、同表伊勢市宮宇治第6駐車場の項中「ほか」を削り、同表伊勢市宮内宮前第1駐車場の項中「伊勢市宇治今在家町字作楽100番ほか」を「伊勢市宇治今在家町100番地」に改め、同表伊勢市宮内宮前第2駐車場の項中「伊勢市宇治今在家町字鈴ノ依93番ほか」を「伊勢市宇治今在家町93番地」に改め、同表伊勢市宮内宮前第3駐車場の項中「伊勢市宇治今在家町字津長原77番ほか」を「伊勢市宇治今在家町77番地」に改め、同表伊勢市宮内宮前第4駐車場の項中「伊勢市宇治今在家町字東賀集楽1番ほか」を「伊勢市宇治今在家町1番地」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市総合計画条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第8号

### 伊勢市総合計画条例

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市の総合計画の策定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るための最上位の計画であって、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市の目指すべき将来像及び将来像を実現するための基本理念等を示したものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の基本的な方針等を体系的に整理したものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画の具体的な実施に関して策定する計画をいう。

(総合計画の策定)

第3条 市は、総合計画を策定するものとする。

(総合計画との整合)

第4条 市は、個別の行政分野に関する計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図らなければならない。

(議会の議決)

第5条 市長は、基本構想を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、議会の議決を経なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(公表)

第6条 市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画の進行管理)

第7条 市長は、毎年、総合計画の進捗状況について評価するとともに、その結果を公表するものとする。

(伊勢市総合計画審議会)

第8条 総合計画に関する重要事項について調査審議させるため、市長の附属機関として、伊勢市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 審議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市の機関その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(伊勢市総合計画審議会条例の廃止)

- 2 伊勢市総合計画審議会条例（平成26年伊勢市条例第3号）は、廃止する。

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第9号

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員給与条例の一部改正)

第1条 伊勢市職員給与条例(平成17年伊勢市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項各号列記以外の部分中「者を」を「ものを」に改め、同項第1号中「婚姻の」を削り、同項第2号中「及び孫」を削り、同項第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第10条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「8級職員」という。)にあっては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

第11条第1項各号列記以外の部分中「いずれかに該当する」を「いずれかに掲げる」に、「直ちに」を「、直ちに」に改め、「(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」を削り、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に、「扶養親族たる要件」を「扶養親族としての要件」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「、その者」を「その者」に、「扶養親族がない職員」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合において



その職員」に、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に、「扶養親族たる要件」を「扶養親族としての要件」に改め、同条第3項中「これを受けている職員にさらに第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの事実」を「、その事実」に、「これらの日」を「その日」に、「その日の」を「、その日の」に、「扶養手当を受けている職員にさらに第1項第1号」を「、第1号」に改め、「(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るも

のがある職員で8級職員以外のものが8級職員となった場合

- (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合  
附則第17項の見出し中「平成29年3月」を「平成30年3月」に改め、  
同項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

(伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年伊勢市条例第169号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、  
第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成17年伊勢市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、扶養手当」を削る。

第4条中第1項を削り、第2項を第1項とし、同条第3項中「、管理職手当及び扶養手当」を「及び管理職手当」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

(伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年伊勢市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当す

る扶養親族に係る扶養手当は、管理者が別に定める職員に対しては、支給しない。

第6条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(伊勢市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の伊勢市職員給与条例（以下「新給与条例」という。）第11条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、新給与条例第10条第3項及び第11条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあつては、そのうち1人に

については9,000円)」と、新給与条例第11条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、

「(2)

扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは (3)

(4)

扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有す

子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

るに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての

要件を欠くに至った場合を除く。）

と、同条第3項中「次の各号のいず

」

れか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、新給与条例第11条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、新給与条例第10条第3項及び第11条第3項の規定の適用については、新給与条例第10条第3項中「（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、新給与条例第11条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」とする。
- （伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に

伴う経過措置)

- 4 平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、第 4 条の規定による改正後の伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 6 条第 1 項ただし書の規定は、適用しない。

(委任)

- 5 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

伊勢市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第10号

伊勢市市税条例等の一部を改正する条例

(伊勢市市税条例の一部改正)

第1条 伊勢市市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第16条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第2条 伊勢市市税条例の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条各号列記以外の部分中「第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

第34条の4中「100分の9.7」を「100分の6」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車



等の所有者に種別割によって課する。

- 2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環

境性能割を課する。

- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の8条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

- 第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

- 第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

- 第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

- 第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の課税免除)

第81条の9 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自

自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第1号ア及びイ中「年額 2,000円」を「年額2,000円」に改め、同号ウ中「年額 2,400円」を「年額2,400円」に改め、同号エ中「年額 3,700円」を「年額3,700円」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額3,600円

(イ) 3輪のもの 年額3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

(a) 営業用 年額6,900円

(b) 自家用 年額10,800円

b 貨物用のもの

(a) 営業用 年額3,800円

(b) 自家用 年額5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額2,400円

(イ) その他のもの 年額5,900円

第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第3項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第8項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第15条の次に次の5条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、三重県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、三重県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「三重県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、三重県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として三重県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項から第4項までを削る。

(伊勢市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 伊勢市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年伊勢市条例第

21号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「新条例第82条及び新条例」を「伊勢市市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表新条例第82条第2号アの項中「新条例」を削り、新条例附則第16条第1項の表以外の部分の項中「新条例」を削り、新条例附則第16条第1項の表第82条第2号アの項の項中「新条例」を削り、「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第4条 伊勢市市税条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第82条第2号ア(ウ)a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア(ウ)b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条	第82条	伊勢市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年伊勢市条例第21号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条

附則第16条の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)	
		3,900円	3,100円
附則第16条の表第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)a	
		6,900円	5,500円
		10,800円	7,200円
附則第16条の表第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)b	
		3,800円	3,000円
		5,000円	4,000円

(伊勢市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 伊勢市市税条例の一部を改正する条例（平成27年伊勢市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項の表第19条第3号の項中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

附 則



(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中伊勢市市税条例附則第7条の3の2の改正規定 公布の日
- (2) 第1条中伊勢市市税条例附則第16条の改正規定及び第3条の規定並びに附則第3条の規定 平成29年4月1日
- (3) 第2条、第4条及び第5条の規定並びに次条及び附則第4条の規定 平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の伊勢市市税条例（附則第4条において「31年新条例」という。）第34条の4の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の伊勢市市税条例附則第16条の規定は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第4条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

伊勢市土地開発基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 11 号

伊勢市土地開発基金条例の一部を改正する条例

伊勢市土地開発基金条例（平成 17 年伊勢市条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「30 億円」を「20 億円」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 12 号

### 伊勢市学校設置条例の一部を改正する条例

伊勢市学校設置条例（平成 17 年伊勢市条例第 179 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中学校の部伊勢市立豊浜中学校の項及び伊勢市立北浜中学校の項を削り、同部に次のように加える。

伊勢市立桜浜中学校	伊勢市植山町 461 番地
-----------	---------------

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。  
（伊勢市立学校施設の開放に関する条例の一部改正）
- 2 伊勢市立学校施設の開放に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 200 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 豊浜中学校の項及び北浜中学校の項を削り、同表に次のように加える。

桜浜中学校	体育館
	運動場

別表第 3 の 1 の表小俣小学校、明野小学校、倉田山中学校、厚生中学校、港中学校、五十鈴中学校、二見中学校、小俣中学校、御薊中学校及び伊勢宮川中学校の項中「及び伊勢宮川中学校」を「、伊勢宮川中学校及び桜浜中学校」に改める。

伊勢市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第13号

伊勢市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市立学校施設の開放に関する条例(平成17年伊勢市条例第200号)の一部を次のように改正する。

第9条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

### 別表第1 (第4条関係)

学校名	施設名
進修小学校	体育館
	運動場
	プール
修道小学校	体育館
	運動場
	プール
有緝小学校	体育館
	運動場
	プール
早修小学校	体育館
	運動場
	プール
中島小学校	体育館
	運動場
	プール
明倫小学校	体育館
	運動場

	プール
厚生小学校	体育館
	運動場
	プール
神社小学校	体育館
	運動場
	プール
大湊小学校	体育館
	運動場
	プール
佐八小学校	体育館
	運動場
	プール
宮山小学校	体育館
	運動場
	プール
浜郷小学校	体育館
	運動場
	プール
四郷小学校	体育館
	運動場
	プール
豊浜東小学校	体育館
	運動場
	プール



豊浜西小学校	体育館
	運動場
	プール
北浜小学校	体育館
	運動場
	プール
東大淀小学校	体育館
	運動場
	プール
城田小学校	体育館
	運動場
	プール
上野小学校	体育館
	運動場
	プール
小俣小学校	体育館
	運動場
	プール
明野小学校	体育館
	運動場
	プール
御菌小学校	体育館（大）
	体育館（小）
	運動場
	プール

二見浦小学校	体育館
	運動場
	プール
倉田山中学校	体育館
	運動場
厚生中学校	体育館
	運動場
港中学校	体育館
	運動場
	プール
豊浜中学校	体育館
	運動場
	プール
北浜中学校	体育館
	運動場
	プール
城田中学校	体育館
	運動場
五十鈴中学校	体育館
	運動場
二見中学校	体育館
	運動場
小俣中学校	体育館
	運動場
	プール

	テニスコート
御菌中学校	体育館
	運動場
	テニスコート
伊勢宮川中学校	体育館
	運動場

別表第2（第4条関係）

学校名	施設名
四郷小学校	会議室 1
	会議室 2
	図書室（特別教室棟に設置されているものに限る。）

別表第3の1の表を次のように改める。

1 照明使用料

学校名	施設	全面使用の場合	片面使用の場合
小俣小学校、明野小学校、倉田山中学校、厚生中学校、港中学校、五十鈴中学校、二見中学校、小俣中学校、御菌中学校及び伊	体育館	1,020円（2時間単位）	510円（2時間単位）

勢宮川中学校			
御菌小学校	体育館 (大)	1,020 円 (2 時間単位)	510 円 (2 時間単位)
	体育館 (小)	510 円 (2 時間単位)	—
上記以外の 小学校及び 中学校	体育館	510 円 (2 時間単位)	—
小俣中学校、 二見中学校 及び伊勢宮 川中学校	運動場	1,020 円 (1 時間単位)	—
御菌小学校	運動場	510 円 (1 時間単位)	—
小俣中学校 及び御菌中 学校	テニスコ ート	300 円 (1 時間単位)	—

備考 御菌小学校体育館 (大) のミーティングルームの照明使用料は、  
300円 (2 時間単位) とする。

別表第 3 の 2 の表中「(特別教室棟)」を削り、「図書室」を「図書室 (特  
別教室棟に設置されているものに限る。)」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例の一部を改正する

条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 14 号

伊勢市障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例の一部を改正する条例

伊勢市障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例(平成 18 年伊勢市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「定数」を「委員の定数」に改める。

第 2 条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

(委員の任期)

第 2 条 審査会の委員の任期は、3 年とする。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第15号

### 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢市国民健康保険条例（平成17年伊勢市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項）」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項）」に改め、「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第22条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第22条第1項第1号中「、また」を削り、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項）」を「附



則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項)に改め、「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第13条第1項の改正規定(「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第22条第1項第1号において同じ。))に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。))に規定する特例適用配当等の額」を加える部分に限る。)及び第22条第1項第1号の改正規定(「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額」を加える部分に限る。)並びに附則第3項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後

の伊勢市国民健康保険条例第13条第1項及び第22条第1項第1号の規定は、平成29年度分の保険料から適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

- 3 この条例（附則第1項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の伊勢市国民健康保険条例第13条第1項及び第22条第1項第1号の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

伊勢市農業委員会の委員等の定数に関する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第16号

### 伊勢市農業委員会の委員等の定数に関する条例

伊勢市農業委員会条例（平成17年伊勢市条例第137号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

（農業委員会の委員の定数）

第2条 農業委員会の委員の定数は、19人とする。

（農地利用最適化推進委員の定数）

第3条 農地利用最適化推進委員の定数は、33人とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）

附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされる農業委員会の委員（以下「従前の例により在任する委員」という。）が在任する間においては、改正後の伊勢市農業委員会の委員等の定数に関する条例の規定は、適用しない。

（伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年伊勢市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中

農業委員会の会長	年額	247,200円
農業委員会の会長職務代理者及び 部会長	年額	233,400円
農業委員会の委員	年額	204,900円

を

農業委員会の会長	年額	(1) 基本給 247,200円 (2) 能率給 557,328円 以内で市長が別に定め る額
農業委員会の会長職務代理者	年額	(1) 基本給 233,400円 (2) 能率給 557,328円 以内で市長が別に定め る額
農業委員会の委員	年額	(1) 基本給 204,900円 (2) 能率給 557,328円 以内で市長が別に定め る額
農地利用最適化推進委員	年額	(1) 基本給 204,900円 (2) 能率給 557,328円 以内で市長が別に定め る額

に改める。

(伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部改正に伴う経過措置)

- 4 従前の例により在任する委員が在任する間においては、前項の規定による改正後の伊勢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は適用せず、同項の規定による改正前の伊勢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(伊勢市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

- 5 伊勢市証人等の実費弁償に関する条例(平成17年伊勢市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「第29条第1項」を「第35条第1項」に改める。

伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第17号

### 伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例

伊勢市都市公園条例（平成17年伊勢市条例第159号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項の表宮川ラブリバー公園の部伊勢市宮川ゲートボール場の項を削る。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（伊勢市体育施設条例の一部改正）

2 伊勢市体育施設条例（平成17年伊勢市条例第197号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「(第2条、第3条関係)」を「(第2条関係)」に改め、同表伊勢市宮川ゲートボール場の項を削る。

別表第2中「(第2条関係)」を「(第2条、第3条関係)」に改める。

別表第3伊勢市宮川ゲートボール場の項を削る。

別表第4中8の表を削り、9の表を8の表とし、10の表から14の表までを1表ずつ繰り上げる。



伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布  
する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第18号

### 伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

伊勢市消防団員等公務災害補償条例（平成17年伊勢市条例第209号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「にあつては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同項第2号中「にあつては」を「には」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「433円」を「333円」に改め、「第2号」の次に「に該当する扶養親族については1人につき267円（団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号」を加え、「第5号」を「第6号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第2号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「367円」を「300円」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第5条第4項中「満15歳」を「15歳」に、「満22歳」を「22歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた伊勢市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定す

る障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

伊勢市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第19号

### 伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第33条第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第33条第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認め

るときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第34条の9第1項中「第33条第4項の申告書」を「第33条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第48条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第50条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書）を」（当該増額更正）に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付

すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第61条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に改める。

第63条の2の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第63条の3の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第74条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当

該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第8条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第10条を次のように改める。

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第10条の2第5項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第6項中「附則第15条第31項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第7項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第13項を削り、同条第14項を第13項とする。

附則第10条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第4項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第5項第2号中「附則第12条第22項の規定により



読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第6項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第9項中「に施行規則附則第7条第11項」を「に施行規則附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項の次に次の2項を加える。

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これ

らの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第16条第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条に次の3項を加える。

- 5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には

平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによ

るものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

附則第16条の3第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、「第33条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合
- (2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第17条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第20条の2第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その

提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において」を「特例適用配当等申告書（」に、「ものに限り、その時まで提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の3第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において」を「条約適用配当等申告書（」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の3第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の伊勢市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第48条第3項及び第5項並びに第50条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第61条第8項及び附則第10条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。次項及び次条第2項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（次項において「震災等」とい

う。)に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例第63条の3第2項及び第74条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを伊勢市市税条例第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当

該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（伊勢市市税条例第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。



伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第20号

### 伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢市都市計画税条例（平成17年伊勢市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第11項中「第28項、第32項、第36項、第37項、第42項」を「第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢市都市計画税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第21号

### 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢市国民健康保険条例（平成17年伊勢市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同項第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢市国民健康保険条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。